

新型コロナウイルス感染症（クリチバ市による制限措置の強化）

2021年3月12日

3月12日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する制限措置を強化し、3月21日まで不要不急の活動を禁止する旨発表しました。

●3月12日、クリチバ市長は緊急のビデオメッセージを発出し、クリチバ市における新型コロナウイルスへの感染拡大状況にかんがみて、3月13日0時から3月21日までの間、スーパーマーケット、薬局、ガソリンスタンド等、真に必要不可欠とされているもの以外の活動を禁止する旨発表しました。

●上述規制措置に関する政令内容について、現時点では確認できておりませんが、最新の情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※クリチバ市役所ウェブサイト

<https://www.curitiba.pr.gov.br/>

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

—電話：41-3322-4919

—e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp